

長崎市立三重中学校いじめ防止基本方針

心身に重大な影響を及ぼすいじめから、学校、保護者、地域が一体になって生徒を守り育むとともに、すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止に向けた取り組みを目的とする。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

『めざす生徒像』

- 目標達成のために粘り強く取り組む生徒
- 目標達成のために主体的に考えることができる生徒
- 目標達成のために協力できる生徒

いじめ対策委員会

いじめ対策委員会

- ・校長
- ・副校長
- ・教頭
- ・主幹教諭
- ・教務主任
- ・生徒指導主事
- ・学年主任
- ・養護教諭
- ・スクールカウンセラー

専門家・外部関係者

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・各医療機関

PTA・地域との連携

- ・育友会総会
- ・評議員会
- ・校外補導部
- ・部活動振興会
- ・理事会
- ・学年学級部会

関係機関との連携

- ・教育委員会
- ・警察
- ・子育て支援課
- ・児童相談所
- ・法務局
- ・医療機関
- ・民生委員
- ・スクールサポーター
- ・少年センター
- ・学校評議員

生徒会

- ・朝のあいさつ運動
- ・朝の清掃活動
- ・目安箱の設置
- ・生徒総会 など

○いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第4条）

児童等は、いじめを行ってはならない。

○学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

○保護者の責務等（いじめ防止対策推進法第9条）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ問題への取組

【いじめの防止】

- いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力を育成する。
- ①校内指導体制の確立と教職員の指導能力の向上
いじめの重大性を全教職員で認識し、指導体制を確立するとともに、「学校教育相談の手引き」「いじめ対策ハンドブック」を活用した研修を実施し、教職員の対応力や指導力の向上に努める。
- ②人権意識と生命尊重の態度
「いじめは許されない」との人権意識と、お互いを思いやる態度を育成する。
- ③学校基本方針の周知と家庭・地域社会、関係機関との連携強化
いじめ問題に対する学校の基本方針や保護者の責任等を明らかにし、いじめの根絶を推進する。
- ④学校基本方針による取組の評価
学校基本方針等による取組の達成状況を、計画的かつ継続的に点検・評価を実施する。

【いじめの早期発見】

- 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう心がける。また、定期的なアンケート調査や教育相談により、いじめの実態把握に取り組む。
- ①教職員による観察や情報交換
生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、教職員がいつでも情報を共有できる工夫（5W1H気づきメモなど）を行う。
- ②定期的なアンケート調査や個人面談等の実施
定期的なアンケート調査や教育相談等、きめ細かな生徒の実態把握に努める。
- ③「いじめの相談窓口」の設置と教育相談体制の整備
「いじめ相談窓口」を設置し、学校内外の専門家の活用を図る。
- ④相談機関等の周知
学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

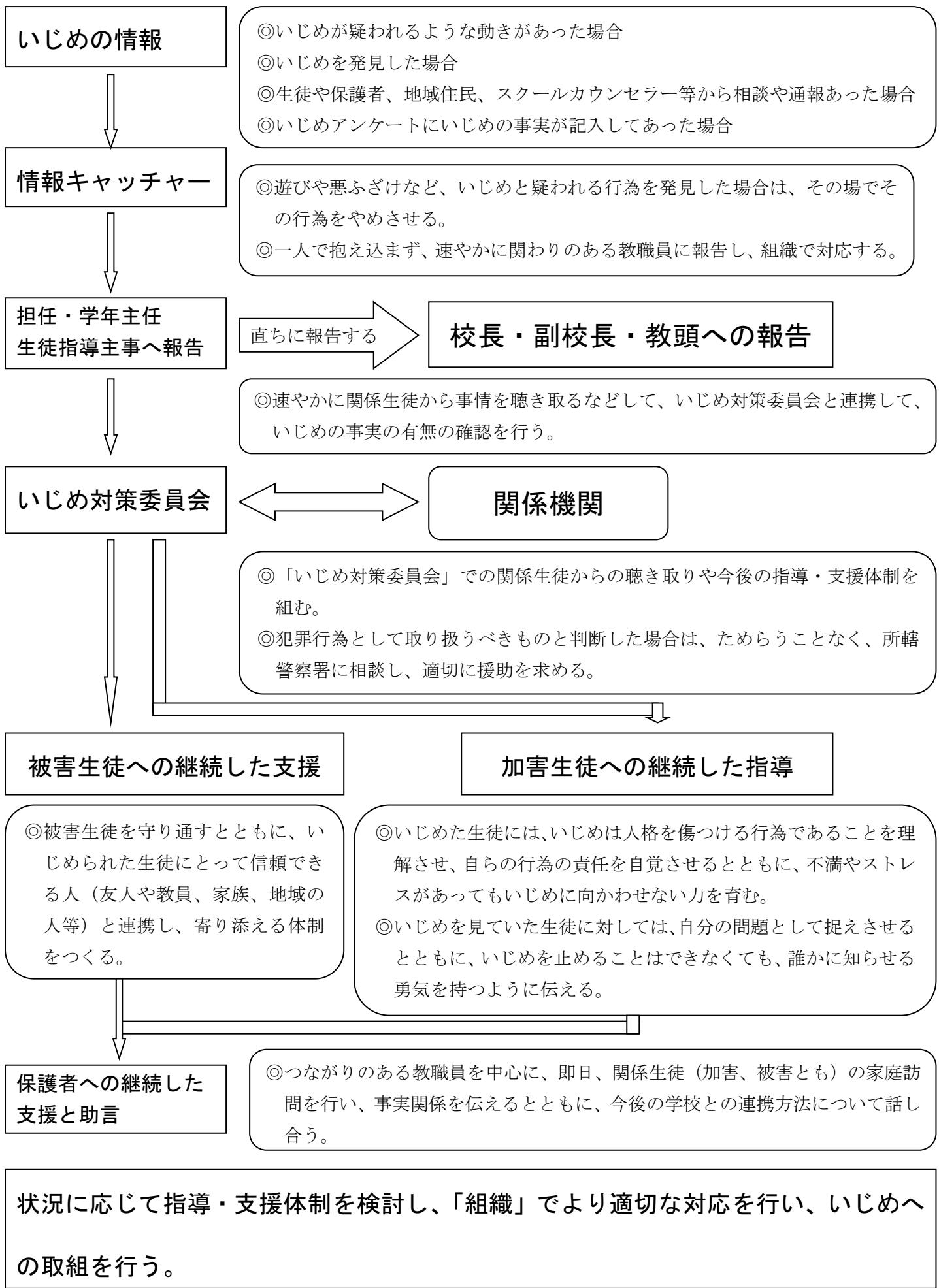
【いじめに対する措置】

- いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ①いじめの発見や相談を受けたときの組織による対応と事実調査
いじめが発見された場合、全職員で情報を共有し、正確かつ迅速な事態関係の把握に努める。
- ②いじめられた生徒またはその保護者への支援
いじめから守り通すための対応と、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ③いじめた生徒への指導またはその保護者への助言
学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとり、毅然とした対応をする。
- ④集団への働きかけと継続的指導
全生徒が、お互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを推進する。
- ⑤ネット上へのいじめの対応
ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとり、必要に応じ、警察や法務局等との連携を図る。

【重大事態発生時の取組】

- 生徒の生命、身体または財産に重大な被害を及ぼすいじめ、あるいは犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に警察等に相談・通報のうえ、連携して組織的に解決するよう努める。
- ①すべてのいじめ事実は、教育委員会に報告する。
- ②特にいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。
- ③いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、関係機関と連携して迅速に対応する。
- ④生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、迅速に調査を実施し、重大事態と認知した場合は、直ちに発生の報告を関係機関に行う。

いじめが発生したときの対応



いじめのチェックリスト

1. いじめられている子どもが発するサイン

- ①からだや体調
 - 衣服が汚れて、肌を隠そうとする。
 - 保健室や職員室への出入りが頻繁である。
- ②しぐさや態度
 - どこかおどおどして、脅えている。
 - 元気のない、浮かない顔をしている。
- ③友達との関係
 - 今まで付き合っていたグループから急に離れ、交友関係が急に変わった。
 - 特定の子どもの席に誰も座ろうとせず、席の周りが開いている。ゴミが散乱している。
- ④生活面
 - 机やカバンの中などが荒らされている。
 - 文具、服、靴が隠されたり、壊される。
 - 黒板、トイレに実名やあだ名が落書きされている。
 - 学級写真などの顔にいたずらされている。

2. 学校での生活場面でのチェックポイント

- ①学級の雰囲気
 - 特定の子どもが当番活動など何度も担当し、役割交代が見られない。
 - ひそひそ話や陰口が多くなり、お互いにそれを気にする雰囲気が感じられる。
- ②登校時や朝の会
 - 早退、遅刻、欠席が目立つ。
 - 顔や体に傷やあざがある。
- ③授業時間
 - 特定の子どもが発表すると笑いや冷やかし、また無視がある。
 - 体育の授業などで、特定の子どもにボールが回らない。

④昼食時

- 給食のデザートなどをとられている。
- 特定の子どもの机と机を離したがる。

⑤休み時間

- 一人で過ごすことが多い。
- 用事がないのに、職員室や保健室に入る。

⑥掃除や諸活動

- いつも後かたづけをさせられる。
- 特定の子どもの机を運ぼうとしない。

⑦学級活動や班・係活動

- 役員や選手選出のとき、特定の子どもの名前が冷やかしである。
- 班編成で所属が決まらない。

⑧放課後

- 友達といいるよりも教師と話したがる。

3. 家庭でのチェックポイント

①服装

- 服装が汚れて、乱れている。

②持ち物

- 持ち物が壊れ、なくなったりしている。

③金銭

- お金をねだることが多くなる。

④家庭学習

- 学習意欲がなくなり、成績が急に下降する。

⑤態度やしぐさ

- 朝の起床や登校が遅くなり、登校を嫌がる。
- 日曜、休日は機嫌がよい。

⑥友人関係

- 友達や学校の話をしなくなる。

4. いじめている子どもが家庭で出すサイン

- 買ってやった覚えのない品物

年間指導計画（研修計画も含む）

月	活動内容	月	活動内容
4月	○いじめ防止基本方針の共通理解 ○生徒・保護者への周知 ○生徒情報交換	10月	
5月	○生活アンケート調査（毎月） ○教育相談	11月	○三者面談
6月	○教育週間（学校公開日）	12月	○生徒の情報交換 ○生徒会役員選挙 ○人権集会
7月	○生徒総会 ○生徒情報交換	1月	○休業中の生徒の情報交換
8月	○生活アンケート調査（登校日） ○平和集会 ○1、2年は二者面談、3年は、三者面談	2月	○四校交流会 ○新入生説明会
9月	○教育相談 ○休業中の生徒の情報交換	3月	○生徒の情報交換

様々な相談機関

相談機関	電話番号	相談可能な時間
三重中学校「いじめ相談窓口」	095-850-0009	8：15～16：45（月～金）
いじめ相談ホットライン	0570-078310	24時間対応
こころの電話	095-847-7867	9：00～16：30（月～金）
親子ホットライン	0120-72-5311	9：00～20：50（月～金）
長崎いのちの電話	095-842-4343	9：00～22：00（毎日）
こども総合相談（子育て支援課）	095-825-5624	8：45～17：30（毎日）

